

対日直接投資の促進に向けて (説明資料)

平成26年1月20日

伊藤 元重
小林 喜光
佐々木 則夫
高橋 進

対日直接投資の促進に向けて

対日直接投資促進の意義

マクロの 視点

- ・投資・雇用の拡大、内外資源の新たな融合によるイノベーションで成長力を強化
- ・デフレ脱却・経済成長には将来の果実を生み出す投資が必要。日本が内外企業に事業立地拠点として選択される環境を整え、海外から日本への投資を呼び込むことが重要

ミクロの 視点

- ・企業の視点では、海外企業との提携などグローバル経営・オープンイノベーションの促進
- ・消費者の視点では、海外企業ならではの製品・サービスの提供

現状と課題

■直接投資先としての魅力度指標 (UNCTAD)

日本は総合で177か国中10位

- ①市場の魅力(成長率など) 51位
- ②安価な労働力と技術力 11位
- ③インフラの充実度 11位
- ④天然資源の存在 19位

■2013年に入っの対内直接投資 残高は微増

2012年12月時点 2013年9月時点
17.8兆円 → 18.1兆円

今後の取組

投資を惹きつけるための経済成長の実現

- ・「世界で一番企業が活動しやすい国」の実現、デフレ脱却・経済再生が、対日投資促進の観点から不可欠
- ・成長戦略の強力な実行、特に法人実効税率の引下げ、社会保障の効率化・重点化による社会保険料負担の抑制、安価で安定的なエネルギーの確保が必要

対日投資促進のための推進体制

- ・本年6月目途の「日本再興戦略」の改定で追加施策を検討すべき
- ・海外企業の声を聴き、戦略的に施策を立案・実施する仕掛けを設けるべき
- ・経済財政諮問会議としてもフォローしていくべき

個別分野の検討事項

海外企業の声の吸い上げなど対日投資推進体制を整えた上で、施策の「選択と集中」を図るため、法人税率など以下の点に重点的に取り組むべきである。

今後の取組

■法人実効税率を25%程度へ引き下げることを目指し、速やかに検討すべき

- ・直接投資先として日本は法人税率が低いアジア諸国と競争していることを認識し、政府は、法人実効税率(35%程度)をアジア近隣諸国並み(25%程度)に引き下げることを目指すべき
- ・アジア拠点化推進法に基づく法人税の負担軽減措置も積極活用すべき

■対日直接投資促進のターゲティング、外資規制の見直し

- ・政府が、対日直接投資を重点的に進める事業分野(例:金融、エネルギー、観光)を特定

↓

- ・海外企業の声を吸い上げ政策課題を抽出し、複雑な規制の簡素化、非関税障壁の除去を含めた規制改革や事業環境・生活環境整備に重点的に取り組む

対日直接投資促進の「選択と集中」のための仕組みを構築

- ・外為法やその他の外資規制法に関しては、関係省庁において、対日投資促進の視点や安全保障上の必要性等を勘案しつつ、事前規制型から事後チェック型への転換等を含め、法体系の見直し等を検討すべき <次頁に詳細>

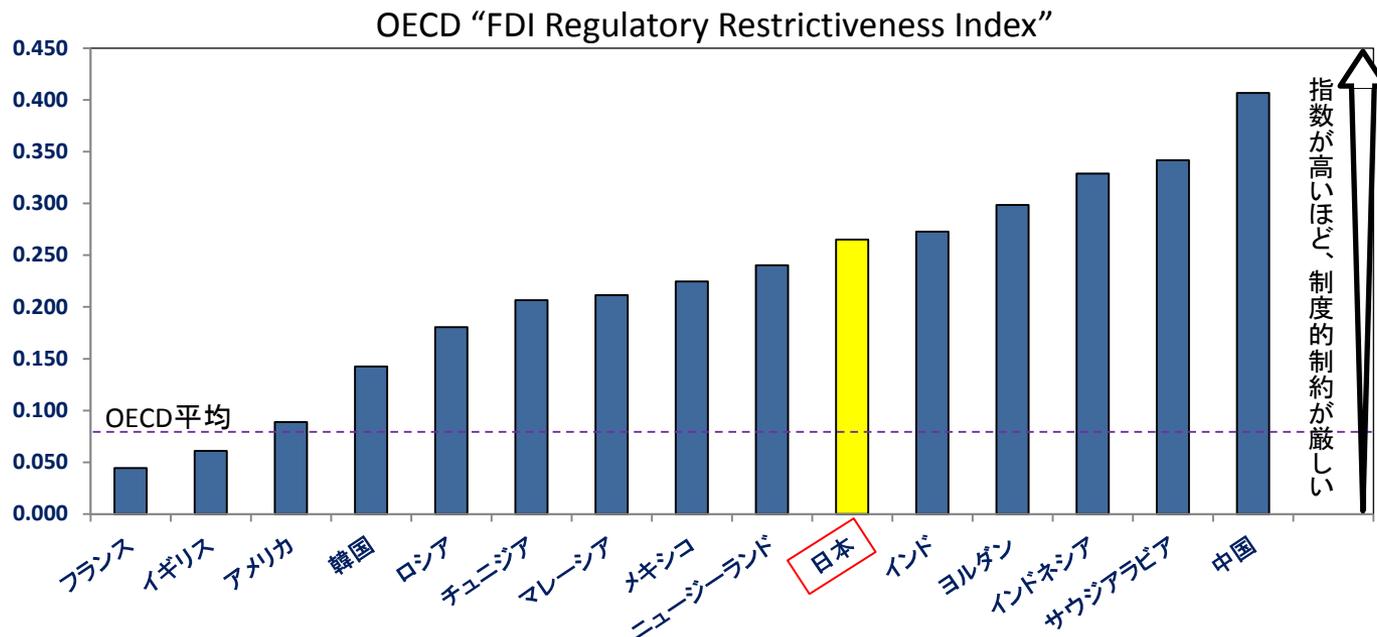
■個々の海外企業へのワンストップ対応体制強化

- ・諸外国の例も参考にして、ジェトロの機能を活用し、海外企業からの照会や要望にワンストップで対応する体制を強化

■外資規制の見直し(詳細)

【現状】

対内直接投資に対する制度的な制約に係る指標では、日本はOECD諸国の中で最も制約が厳しい



(備考) 4つの項目(①外国資本の法的規制、②外国資本の事前選別、③外国人の高度人材活用に対する制限、④その他)における各産業の制度的制約を指数化したもの。ただし、制度面だけを反映しており、実際の運用面については反映されていない。

出所: OECD “FDI Regulatory Restrictiveness Index 2012”



外為法やその他の外資規制法に関し、関係省庁において、対日投資促進の視点や安全保障上の必要性等を勘案しつつ、事前規制型から事後チェック型への転換、予見可能性向上に資するルールや運用の明確化を含め、法体系の見直し等を検討すべきである。

(参考) 先進諸国の外資規制

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ
法律	外為法	外国投資及び国家安全保障法(エクスン・フロリダ条項)	企業法	外国通商に関する法律
規制方式	事前届出方式	事後介入方式 (任意届出方式)	事後介入方式 (任意届出方式)	事前届出方式及び 事後介入方式
対象資本	外資のみ	外資のみ	内外無差別	外資のみ
対象取引	上場企業の10%以上の 株式取得	「支配」を得る株式取得	英国企業の合併・買収	独企業の25%以上の議決 権取得
対象業種	武器・航空機・宇宙・原子力・軍事転用の蓋然性が高い汎用品の製造業、電気・ガス、放送・通信等	全業種	全業種	<事前届出方式> 戦争武器、暗号システム、 戦車用エンジン <事後介入方式> 全業種
審査基準	国の安全、公の秩序、公衆の安全	国家安全保障	公共の利益	<事前届出方式> 重要な安全保障上の利益 <事後介入方式> 公共政策又は公共の安全

出所: 経済産業省資料、ジェトロ「国・地域別情報(J-FILE)」、ホワイト&ケース外国法事務弁護士事務所「諸外国における資本移動規制の動向調査報告書」から作成